

通勤災害のQ&A

Q1 私の会社ではバイクでの通勤を禁止していますが、実は私は、自宅から最寄の駅までが遠いので会社に内緒でバイク通勤をしています。もしも、私がいつものようにバイクで会社に向かう途中で、うっかり運転を誤り転んで大けがをしてしまったとしたら、そのけがは通勤災害として認められるのでしょうか。

A1 通勤災害と認められる通勤は、次のように定義されています。

- ① 通勤とは、労働者が就業に関し、次に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。
- イ 住居と就業の場所との間の往復（通常の場合）
 - ロ 就業の場所から他の就業の場所への移動（二重就職者の事業場間の移動）
 - ハ イに掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動）
- ② 労働者が、往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復は、通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合」(※)は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

したがって、逸脱・中断等通勤起因性を否定する特別な事情がない限り、この間の負傷等は通勤災害として認められます。ここでいう「合理的な経路及び方法」のうち合理的な方法については、次の場合が一般的に該当するとされています。

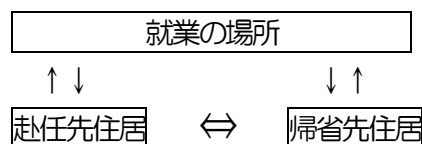
- ・鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合
- ・自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合
- ・徒歩の場合

これらの通常用いられる交通手段は、労働者が普段用いているか否かにかかわらず、また、会社で禁止しているか否かにかかわらず、原則として合理的な方法とされています。つまり、ご質問の例でいうと、会社でバイク通勤を禁止されている場合であっても、バイクを本来の用法に従って使用する限りは、合理的な方法であるといえるのです。したがって、ご質問者の通勤方法は合理的なものであり、合理的な経路をとっていること等他の要件を満たす限り、通勤途上の事故による負傷は通勤災害として認められます。

(※) 具体的には、①帰途で惣菜等を購入する場合②独身者が食堂に食事に立ち寄る場合③クリーニング店に立ち寄る場合④理・美容のため理髪店又は美容院に立ち寄る行為等がこれに該当します。

Q2 私は単身赴任をしており、月に一度週末に妻子の住む実家に帰ります。先日、週明けに実家から会社に行く前に単身赴任先の社宅に寄りましたが、途中誤って転倒してケガをしました。この場合、通勤災害として認められるのでしょうか。

A2 A1 でも述べていますが、単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動は、通勤災害と認められる通勤とされています。



単身赴任者が赴任先住居と帰省先住居との間を移動することは、①勤務先において労務を提供するために赴任先住居に居住していること、②労働者の家族が帰省先住居に居住していること、からすれば、必然的に行わざるを得ない移動であるとの考えから、単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との移動について、業務との関連性を有するものについては、通勤災害制度の保護の対象とする必要性が認められます。

また、保護の対象とする移動の範囲については、その移動の実情を踏まえ、赴任先住居から帰省先住居への移動については、原則として、勤務日の当日又はその翌日に行われるもの、帰省先住居から赴任先住居への移動については、勤務日の当日又はその前日に行われるものとされています。

したがって、ご質問の帰省先住居（自宅）から赴任先の社宅へ寄る途中での転倒によるケガは、通勤災害と認められるでしょう。